

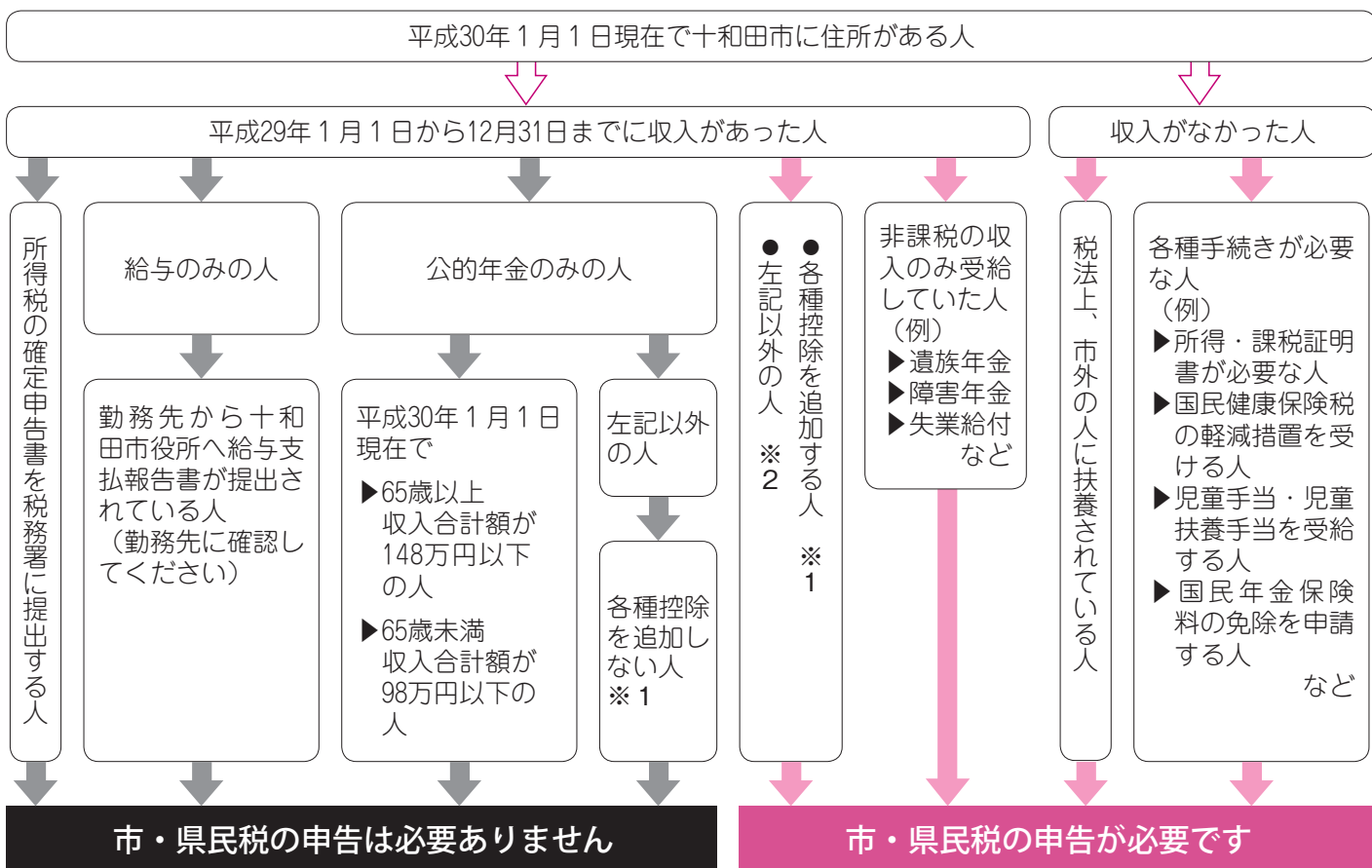
2月8日(木)～3月15日(木) 市・県民税の申告を受け付けします

国税務課市民税係 ☎ 516766・6767

所得税がかからない人が、市へ行う申告を「市・県民税の申告」といいます。

国民健康保険税の税額計算や、各種手当・行政サービスの負担額の基礎になる、とても重要なものですので、申告の必要人は忘れずに申告しましょう。書類やレシートなどは必ず整理・集計し、事業所得などのある人は、収支内訳書を作成の上、持参してください。持参しない場合は、申告の受け付けはできません。

①申告が必要なのか確認をしましょう



※1 各種控除とは、扶養控除(16歳未満の年少扶養控除など)、医療費控除、社会保険料控除(国民健康保険税など)、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などがあります。

※2 400万円以下の公的年金収入のほかに、20万円以下の年金以外の所得がある人や、給与収入(年末調整済み)のほかに、20万円以下の所得がある人などです。

申告をしないと...

国民健康保険税などの軽減措置が適用されない場合があります。また、児童手当などの各種給付サービス内容に影響が出る場合がありますので、必ず申告をしてください。

②申告の期間と会場

期間 2月8日(木)～3月15日(木)(土・日曜日、祝日を除く) ※3月4日(日)のみ、休日も受け付けします。

受付時間 午前8時30分～11時、午後1時～4時

会場 市役所新館5階会議室

※待ち時間が長時間となることが予想されます。市・県民税申告書は、市ホームページからダウンロードできるほか、税務課と十和田湖支所に備え付けていますので、郵送申告にご協力ください。